

# コーポレートガバナンスに関する基本方針

東都水産株式会社

## 第I章 総則

### 第1条(基本的な考え方)

1. 当社は、以下の「経営理念」の実現を通じて、当社の企業価値を長期的に最大化するため、どのような経営戦略を策定し、どのような組織体制で業務を執行し、これを監督すべきなのか、あるいは、どのように経営の透明性を確保し、どのように株主をはじめとするステークホルダーとの良好な関係を維持していくべきなのか、倫理観とコミットメントを持って常に最良のものを追求し続けることをコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方としています。

#### (経営理念)

- (1) 当社は、「消費者の皆様の豊かで魅力的な食生活を第一義に考え、その満足度向上に貢献する」ことを社会的使命・存在意義(ミッション)と定め、このミッションのもと、「ワンランク上の対応ができる水産物流通企業」をめざします(ビジョン)。
- (2) 当社は、上記ビジョンの実現に向けて、東京中央卸売市場という「伝統的で信頼性の高い」市場の維持・発展に貢献するとともに、時代の変化に即した「革新的で将来性のある」新しい流通市場を創出していきます。
- (3) 当社は、新たな事業への挑戦とリスクの適切なコントロールを両立させ、持続的な成長を達成するため、「変化に興味を持つ」「広い視野を持つ」「鮮度と旬を極める」という行動指針(バリュー)を掲げています。こうした行動指針に従いながら、高度な倫理観にもとづくフェアで透明性の高い組織運営を実現し、社会的責任の遂行に努めます。

### 第2条(周知徹底)

1. 当社は、前条で掲げた経営理念(ミッション・ビジョン・バリュー)の理解・浸透のため、定期的なトップからのメッセージの発信や役員と従業員の意見交換会の開催等、経営理念の周知を徹底するための、建設的なコミュニケーション手法を整備・運用します。

### 第3条(情報開示と透明性)

1. 当社は、法令に基づく情報開示を適切に行うことはもとより、法令に基づく情報開示以外の経営に関する重要な情報についても、ポジティブ、ネガティブにかかわらず、主体的に適時・適切に発信します。
2. 当社は、情報開示の内容を可能な限り具体的で分かりやすい表現とし、利用者にとって有用性の高いものとなるよう努めます。

### 第4条(コンプライアンスの推進)

1. 当社は、株主・顧客・荷主・従業員・債権者・地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働にあたっては、コンプライアンスを最優先します。

## 第Ⅱ章 コーポレートガバナンス体制

### 第5条(当社の機関設計)

1. 当社は、事業の構造や規模に鑑み、監査役会設置会社とします。
2. 前項にかかわらず、当社は、ガバナンスに必要なモニタリング機能強化の観点から
  - (1)複数の独立社外取締役を選任します。
  - (2)取締役を兼務しない執行役員を選任し、一定の範囲の業務執行を委任します。

### 第6条(取締役会の役割)

1. 取締役会は、当社の企業価値を長期的に最大化するため、環境変化に関する洞察、経営課題に対する優先順位の設定とゴール設定、正しい情報収集と適切なリスクマネジメントを期待役割とします。
2. 取締役会は、前項の期待役割を踏まえ、経営戦略に関する基本方針をはじめ、法令・定款及び取締役会規則で定められた重要な業務執行に関する意思決定を行います。
3. 取締役会は、取締役及び執行役員の業務執行を客観的・公正な立場から適時・適切に監督します。

### 第7条(取締役会の構成)

1. 当社の取締役会は、事業の構造や規模に応じた、機動性と実効性のある少数精鋭の陣容とすることを基本方針とします。
2. 当社の取締役会は、原則として、当社の事業に精通した業務経験の豊富な社内取締役に加え、中立・独立の立場にある2名以上の社外取締役に構成するものとします。
3. 当社の取締役候補者の指名にあたっては、当社の経営理念や行動規範を理解し、適切に経営を遂行する能力を備えていることに加え、リーダーシップ、バランス感覚、創造力はもとより、知性や品格を備えていることもその資質要件として考慮します。

### 第8条(監査役会の役割・構成等)

1. 監査役会は、取締役会からは独立した機関として取締役の職務の執行を監査することで、当社の持続的な成長と適切なガバナンス体制を確立することを期待役割とします。
2. 当社の監査役会は、1人以上の常勤監査役、半数以上の社外監査役に構成するものとします。
3. 監査役会は、会計監査人の独立性や専門性等を考慮して、会計監査人の評価及び選任・再任・解任を決定します。
4. 当社は、監査役会の監査の実効性を担保するため、独立社外取締役、内部監査人及び会計監査人と定期的に意見交換の場を設けるなど、密接な連携を図ることができる環境を整備します。

#### 第9条(評価・報酬協議会)

1. 当社は、取締役会の諮問機関として評価・報酬協議会(以下「協議会」という)を設置します。
2. 協議会は、独立社外取締役及び監査役全員で構成します。
3. 協議会は、当社の取締役候補者の資質や指名プロセス、報酬体系等についての適切性を検討し、取締役会に答申します。

### 第三章 株主との関係

#### 第10条(株主の平等性の確保)

1. 当社は、すべての株主を株式の持分に応じて平等に扱います。
2. 当社は、議決権の行使をはじめとする株主の権利を保護し、その行使を促進する環境の整備に努めます。

#### 第11条(株主総会)

1. 当社は、株主総会招集通知を早期に送付し、株主の決議事項等の検討時間を確保します。
2. 当社は、より多くの株主が株主総会に出席できるよう配慮しながら、その開催日時、開催場所等を設定します。
3. 取締役は、株主との建設的な対話による信頼関係を築くため、株主総会において、株主からの質問に対しては真摯に回答するよう努めます。

#### 第12条(資本政策)

1. 当社は、配当等の株主還元に関する基本方針を決定し、これを公表します。
2. 当社は、特定の第三者に対して割当増資を行うなど、会社の所有構造を変動させ、または将来的に変動させ得る行為を行う場合には、株主の権利を保護するため、株主に適切にその情報を開示します。

#### 第13条(株主の利益に反する取引の防止)

1. 当社は、取締役、従業員などの当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止するよう努めます。取締役は、会社法に基づく取締役会の承認を得た場合を除き、原則として利益相反取引および競業取引を行ってはならないものとします。
2. 当社は、前項に定める取引について重要な事実を適切に開示します。
3. 当社は、当社関係者がインサイダー取引を行うことを防止するため、未公表の重要事実の取り扱いに関する規則を定め、これを厳格に運用します。

#### 第14条(株主との対話を促進するための方針)

1. 担当取締役は総務部門担当取締役とします。
2. 総務部門担当取締役は、IR、経営企画、総務、財務、経理、法務等の有機的な連携を図るた

- め、株主との対話に必要な情報を一元的に収集し、必要に応じてこれを共有します。
3. 中期経営計画策定後は、必要に応じて、投資家、アナリスト向けに決算説明会等を開催します。
  4. 対話において把握された意見等については、総務担当取締役が、取締役会への報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図ります。
  5. 投資家・アナリストとの対話の際には、「内部情報管理規程」に基づき、インサイダー情報の管理に留意します。

#### 附則

##### 第1条(本基本方針の施行)

本基本方針は、2015年12月15日から施行するものとします。